

亀山市 給水装置工事施行基準・同解説 差替え表（平成 25 年度版）

平成 26 年 3 月 20 日現在

編	章	条	頁	訂正箇所	差替え前	差替え後
第 1 編 給水装置 工事施行 基準	第 4 章 給水装置 の基本設 計	第 26 条 メー タ ー 口 径 の 決 定	36	(更新) 〔解説〕 2 水道メーター型式 別使用流量基準	メーター基準の改正による	貯水槽給水→一日当たり使用水量 15 h / 日 [m ³ /d] のデータを追加 流量の一部変更
第 1 編 給水装置 工事施行 基準	第 7 章 貯水槽給 水の実施 基準	第 37 条 関 係 法 規 等	87	(追加) 〔解説〕 10		〔解説〕 10 貯水槽の構造及び設置等 図解を交え、六面管理寸法等を解説説明
第 1 編 給水装置 工事施行 基準	第 7 章 貯水槽給 水の実施 基準	第 40 条 貯 水 槽 の 付 属 設 備	93 96	(追加) 本条 〔解説〕		本条 9 マンホール蓋に必ず施錠することを追加 〔解説〕 6 受水槽へ給水する場合の吐水口空間の保持及び真空破壊孔 の禁止を追加 8 その他の付属設備を追加（施錠及びフェンス等の囲い）
第 1 編 給水装置 工事施行 基準	第 9 章 給水装置 工事承認 申込書の 作成	第 44 条 給 水 装 置 工 事 承 認 申 込 書 の 作 成	104 ↓ 113	(変更) 〔解説〕 (1) 給水装置工事 申請書及び給水申 込書 (2) 給水装置工事 設計書	申請様式の変更	(1) 給水装置工事申請書及び給水申込書に「⑨給水使用支払者名」を追加 同上裏面において「⑩既設（井水配管）利用における覚書」に訂正 (2) 給水装置工事設計書の「②工事種別」の項目変更 主任技術者の「登録番号」を記入不要 宅内（設計）の平面・立面図の線種／線色を変更 (新設管類は赤色実線、既設管類は黒又は青色破線)

亀山市 給水装置工事施行基準・同解説 差替え表（平成 28 年度版）

平成 28 年 4 月 1 日現在

編	章	条	頁	訂正箇所	差替え前	差替え後
第 1 編 給水装置 工事施行 基準	第 2 章 給水装置 の構造及 び材質	第 12 条 給 水 装 置 工 事 材 料 の 主 な 種 類	23	(追加) 〔解説〕 1 (2) 分岐から仕切 弁及びメーター前 後までの承認材料		ポリエチレン管 1 種 φ50 の追加
			25	(変更) 〔解説〕 4 (2) 省エネ湯沸器 の主な種類	エコキュート 300～370	エコキュート 180～550
	第 3 章 給水装置 工事の申 込み	第 13 条 申込書及 び関係書 類の提出	36	(変更) 〔解説〕 6 2-2 県道申請の場合	6. 平面図 S=1:500 1 1. 舗装復旧図 舗装復旧図を S=1:50 に寸法を記入 ※注意事項	縮尺を記入する。 舗装復旧図に縮尺及び寸法を記入 下線追加、太文字変更
		第 19 条 工事完了 時の書類 提出	46	(変更) 〔解説〕 2(3) 水圧テスト	メーターまでの一次側分水工事部の 1.75MPa、1 分間	メーターから二次側工事部の 1.75MPa、1 分間又は 0.98MPa、60 分間
	第 4 章 給水装置 の基本設 計	第 25 条 給水管口 径の決定	57	(削除) 本条	4 メーターより二次側の給水管口径	(削除)
		第 25 条	58 59	(削除) 〔解説〕	4 メーターより二次側の増径 5 6 7	(削除) 4 5 6

編	章	条	頁	訂正箇所	差替え前	差替え後
第1編 給水装置 工事施行 基準	第4章 給水装置 の基本設 計	第26条 メーター 口径の決 定	60	(変更) 〔解説〕 2. 水道メーター型 式別使用流量基準		基準表の更新
	第5章 給水装置 の分岐及 び撤去	第28条 給水装置 の分岐	63	(追加) 〔解説〕 5 サドル分水栓 割T字管		サドル分水栓φ75×50、割T字管φ100×75 の追加
	第6章 給水装置 の実施基 準	第32条 止水栓他	75	(変更) 〔解説〕	1.0m以内	1.0m～1.5m以内
		第35条 誓約事項	80	(変更) 〔解説〕 2 (3) 設置に当って の心構えと対策	①給水引込口径の最小は、口径φ20mm。 一般家庭において・・・2.39m/sec である。 ③上記①において説明したとおり、一般家庭における給水栓の同時使用 個数は3個であるが、家庭の会話等によりその使用形態の改善策が望 まれる。即ち、	①給水引込口径の最小は、口径φ13mm。 なお、口径20mm以上を申し込む場合は、事前に管理者と 協議を行っておくこと。 ③削除
		第36条 給水装置 の設計	82	(変更) 本条 (1)イ) 給水装置 の設計	24時間	1週間
	第8章 水道メー ター	第43条 メーター の設置基 準	103	(追加) 〔解説〕 2 メーター設置上 の注意事項		(7) 給水開始までに間隔棒を使用する場合は、閉塞断面の製品や切込みが 入った製品のみとし、不正使用を行わないこと。

編	章	条	頁	訂正箇所	差替え前	差替え後
	第9章 給水装置 工事承認 申込書の 作成	第44条 給水装置 工事承認 申込書の 作成	104	(変更) 〔解説〕		下線追加、太文字変更
			107	(変更) 〔解説〕 (2) 給水装置工事設計書		申請様式（公道下設計書）の変更に伴う文言の修正
			108	(変更) 〔解説〕	ため、枚数は最大5枚となる	(削除) 下線追加、太文字変更
			109 ↓ 113	(変更) 〔解説〕 (2) 給水装置工事設計書		図面番号（ / ）を枠内に修正 申込者の住所「亀山市」削除 記載する図面を修正 配水管の取出し断面図の図を修正 公道下給水装置工事設計書（精算）に材料一覧表と配水管取出し断面図を追加
			116 ↓ 118	(変更) 〔解説〕 3 給水管取出し及び メーター設置標準図		図面を修正

編	章	条	頁	訂正箇所	差替え前	差替え後
	第10章 土木工事	第47条 埋戻し	125	(追加) 本条 (2)		ただし、県道の場合は、管天端10cmまでをサンドクッションとする。
	第11章 給水装置 の施工	第57条 ボックス 類の設置	145	(変更) 〔解説〕		図面を修正
第1編 給水装置 工事施行 基準	第12章 検査及び 維持管理	第59条 給水装置 工事主任 技術者が 行う検査	149	(変更) 〔解説〕 4(1)耐圧検査及び 水質確認等	0.98MPaに加圧し1分間以上 0.98MPaに加圧し6時間以上	0.98MPaに加圧し60分間以上
			151	給水装置工事竣工 検査報告書	水栓番号 記載もれ 水栓番号シール 受付印	メーター番号 はい・いいえ 検満年月シール 削除
		第60条 管理者が 行う検査	154	5本復旧工	なお、上記の目的を達成させるためには、各項目の事実が確認できる写真 を撮影することとする。	なお、土被り、舗装厚、舗装の復旧幅、舗装の延長等が確認できるよう スタッフ等を当てて撮影すること。確認できない場合は再度施工させる場合 がある。
第2編 様式集						文字・図面等を修正